

マンホールカード登録申請にあたって(もう一度チェックを)

登録申請書及び制作書の送付に当たり、下記事項のチェックをお願いします。

◆登録申請できるマンホールについて

- 登録申請できるマンホールカードは、供用開始している下水道事業に係るものに限定されています。合併浄化槽事業や集落排水事業などに係るマンホールは登録できません。後日、下水道事業のマンホールカードに該当しないと判明しました場合には、遡って登録を無効といたします。
- マンホールに民間会社名、民間会社ロゴが大々的に入っている場合はマンホールカード制作の趣旨から登録できません。
- バーチャルのマンホール及び画像編集処理されているマンホール画像は登録できません。

◆登録申請できる団体等について

- 登録申請できる団体は当該下水道事業担当部局(下水道管理者)単独、若しくは下水道事業担当部局(下水道管理者)と当該地方公共団体関連公的団体との連名としています。

◆配布について

- 複数のカードを配布されている場合、別々の配布場所として下さい。同じ箇所での登録申請はできません。
- 土日についても指定した場所で配布してください。配布できない場合には登録申請できません。平日の配布場所と異なってもかまいません。
- 発行団体が異なるマンホールカードについても同じ箇所での配布はできません。
-

◆市町村名について

- 市町村名はマンホールカード座標位置の市町村名になります。
- 組合の場合でもマンホールカード座標位置の市町村名になります。
- 流域下水道の場合は流域下水道となります。

◆座標の標記について

- 座標は「位置座標設定ガイド」にしたがって設定してください。
- 提出前に制作書に記載した座標から登録申請するマンホール位置に移動することを確認してください。間違っている場合、配布はできません。再発行となります。(増刷の費用が必要となります。)

◆ピクトグラムについて

- ピクトグラムにはルールがあります。ルールに従っていることを確認してください。

◆登録申請の数

- 登録申請は、各弾につき1地方公共団体あたり1種類とします。なお、複数の流域下水道を実施している都道府

県にあっても1地方公共団体として扱います。

◆登録申請に必要なファイルについて

- 登録申請の前に、申請に必要な以下のファイルが揃っていることを確認して下さい。
 - ・登録申請書(エクセルファイルのまま送付して下さい)
 - ・制作書(エクセルファイルのまま送付して下さい)
 - ・マンホール画像(マンホール直径 6cm 以上・300dpi 以上 PC のモニターいっぱいに表示した時にボヤケない程度を参考として下さい)
 - ・マンホールデザイン図(紙ファイルをスキャンしたものは受けません)
 - ・デザインに関する画像(ファイル名はキャプションと同じとして下さい)

【応募に関するお問い合わせ先】

MCプロジェクト(管路管理総合研究所)

所在地: 東京都港区三田

メール: cardentry@kanro-soken.com (エントリー用)

メール: zousatsu@kanro-soken.com (増刷申込用)

メール: hpsupport@kanro-soken.com (GKP マンホールカード専用サイト問合せ用)

メール: mcsupport@kanro-soken.com (その他、制作に関する問合せ用)

※ お問い合わせはメールのみで対応させていただきます。